

# ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン説明書

## ワクチンの効果・リスクについて必ずご確認ください

### 1. 病気の説明

子宮頸がんは、年間約1万人がかかり、約2900人が死亡する病気で、20代から増え始め40代でピークを迎えます。子宮頸がんの発生にはヒトパピローマウイルス（以下、HPVという。）の感染が関連しており、性交渉で感染します。多くの場合は、HPVに感染しても免疫により排除されますが、排除されず感染が続くと、異形成という前がん状態を経て、子宮頸がんを発症すると言われています。HPVワクチンは早い年齢で接種するほど子宮頸がんの予防効果が高いとされており、子宮頸がんを起こしやすいタイプであるHPV16型と18型の感染を防ぐことができます。

### 2. 接種にあたっての一般的な注意事項

予防接種は体調の良いときに受けるのが原則です。接種を受ける方の健康状態が良好でない場合は、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。また、以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ① 明らかに発熱（通常37.5℃以上）がある場合
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③ 受ける予防接種の接種液に含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④ 明らかに免疫機能に以上のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
- ⑤ その他、医師が接種不相当と判断した場合

### 3. 接種前に医師に相談することが望ましい方

- ① 血小板の少ない方や出血しやすい方
- ② 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある方
- ③ 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱の見られた方
- ④ 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある方
- ⑤ 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方、もしくは近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑥ 妊娠している又はその可能性がある方、授乳中の方

※妊娠中の方は、出産後又は妊娠していないことが確認されるまで延期することが望ましいとされています。また、授乳中の方への接種は予防接種上の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ行われます。

### 4. HPVワクチンの注意点

- ① 筋肉注射という方法で腕や太ももに接種します。注射針を刺した直後から強い痛みやしびれを感じた場合はすぐに医師にお伝えください。
- ② 痛みや緊張等によって接種直後に一時的に血管迷走神経反射（針が刺さることへの恐怖や痛みなどによるストレス）として失神や立ちくらみ等を生じることがあります。接種後30分程度は安静にしてください。
- ③ 接種を受けた当日は激しい運動は避けましょう。接種後に体調変化が現れたらまずは接種を行った医療機関の医師にご相談ください。
- ④ 接種は定期的な子宮頸がん検診の代わりとなるものではありません。接種に加え、子宮頸がん検診を受診したり、性感染症の予防に注意することが重要です。本庄市では20歳以上の女性に無料で子宮頸がん検診を実施

しています。

## 5. 予防接種の副反応及び接種後に報告されている多様な症状について

予防接種により、軽い副反応がみられることがあります。また、極めて稀ですが、重い副反応がおこることがあります。気になる症状がある場合は、かかりつけ医(接種医療機関)へご相談ください。予防接種後にみられる反応としては、下記のとおりです。

○主な副反応：発熱や局所反応（注射した部分の痛み、腫れ、赤み）

○稀に報告される重い副反応：アナフィラキシー様症状（ショック症状、じんましん、呼吸困難など）

ギラン・バレー症候群（手足の力が入りにくいなどの症状）

急性散在性脳脊髄炎（ADEM）（頭痛、嘔吐、意識の低下などの症状）

※HPV ワクチン接種後に、広い範囲に広がる痛みや、手足の動かしにくさ、不随意運動（動かそうと思っていないのに体の一部が勝手に動いてしまうこと）等を中心とする「多様な症状」が起きたことが副反応疑い報告により報告されています。なお、「HPV ワクチン接種後の局所の疼痛や不安等が上記の症状を起こすきっかけとなったことは否定できないが、接種後1か月以上経過してから発症している人は、接種との因果関係を疑う根拠に乏しい」と専門家により評価されています。また、HPV ワクチンの接種歴のない方においても、同様な症状を有する方が一定数存在したことが明らかとなっており、「ワクチン接種との因果関係がある」という証明はされていません。（厚生労働省 HPV ワクチンに関する Q&A より一部抜粋）

## 6. 予防接種の健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要となったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

予防接種法に基づく定期予防接種として定められた対象期間を過ぎて接種をする場合は、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済（医薬品副作用被害救済制度）を受けることとなりますが、予防接種法に比べて救済の額が概ね二分の一（医療費・医療手当・葬祭料については同程度）となっています。

※詳しい情報については、本庄市ホームページよりご覧ください。ワクチンの効果やリスク、副反応について説明しているリーフレット等もご覧いただけます。

本庄市ホームページ（本庄市 HPV で検索）



【問い合わせ先】 本庄市保健部健康推進課(本庄市保健センター) 母子保健係  
〒367-0031 本庄市北堀 1422-1 Tel.0495-24-2003 Fax0495-24-2005